

## 第11回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 事 業 報 告

1. 会社の新株予約権等に関する事項
2. 会計監査人に関する事項
3. 会社の体制及び方針
  - (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制
  - (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - (3)株式会社の支配に関する基本方針

### 連結株主資本等変動計算書

### 連結注記表

### 株主資本等変動計算書

### 個別注記表

(2021年12月1日から2022年8月31日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://lomgrp.co.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 株式会社ラストワンマイル

## 1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                             |                   | 第1回新株予約権                                    | 第2回新株予約権                                    |
|-----------------------------|-------------------|---|---|
| 発行決議日                       |                   | 2017年6月15日                                  | 2018年6月25日                                  |
| 新株予約権の数                     |                   | 652個  | 405個  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 65,200株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 40,500株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額              |                   | 297円  | 297円  |
| 新株予約権の行使期間                  |                   | 自 2019年7月1日<br>至 2027年5月31日                 | 自 2020年8月1日<br>至 2028年6月10日                 |
| 新株予約権の行使の条件                 |                   | (注)   | (注)   |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 250個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 370個<br>目的となる株式数 37,000株<br>保有者数 5名 |
|                             | 社外取締役             | 該当事項はありません                                  | 該当事項はありません                                  |
|                             | 監査役               | 該当事項はありません                                  | 該当事項はありません                                  |

|                             |                   | 第5回新株予約権                                    | 第6回新株予約権                                    |
|-----------------------------|-------------------|---|---|
| 発行決議日                       |                   | 2019年4月26日                                  | 2020年6月1日                                   |
| 新株予約権の数                     |                   | 189個  | 630個  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 18,900株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 63,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額              |                   | 938円  | 1,203円                                      |
| 新株予約権の行使期間                  |                   | 自 2021年6月1日<br>至 2029年4月11日                 | 自 2022年7月1日<br>至 2030年5月31日                 |
| 新株予約権の行使の条件                 |                   | (注)   | (注)   |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 270個<br>目的となる株式数 27,000株<br>保有者数 2名 |
|                             | 社外取締役             | 該当事項はありません                                  | 該当事項はありません                                  |
|                             | 監査役               | 該当事項はありません                                  | 該当事項はありません                                  |

- (注) i 新株予約権の割当てを受けたもの(以下「新株予約権者」)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(以下「取締役等」)の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の都合で取締役等の地位になくなった場合を除くものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- iii 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を権利行使することができる。
- v 新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ア. 新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- イ. 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ. 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ. 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ. 禁固以上の刑に処せられた場合
- カ. 当社又は当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社又は当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額       |
|---------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 29,000 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約を締結することのできる旨の規定は、定款上定めておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は当事業年度における会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置付け「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
- b. コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
- c. 内部監査室を設置し、社長が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに監査役に報告する。
- d. 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる内部通報窓口を社内外に設置し運営する。
- e. 取締役会は、適正な財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないように実効性のある内部統制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存する。
  - (a) 株主総会議事録及び関連資料
  - (b) 取締役会議事録及び関連資料
  - (c) 経営会議議事録及び関連資料
  - (d) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
  - (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- b. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理する。
- c. 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- d. 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理に関しては「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- b. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- c. 取締役及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会の協議の上で決定する。
- b. 前項の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- a. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う
- b. ビジネスマネジメント部長、財務経理部長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に対する報告を行う。
- c. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に出席する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- b. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- b. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、ビジネスマネジメント部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
- c. 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- d. 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法事等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、管理職者の面談や経営会議などの社内の重要な会議への出席を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |         |         |         |           | 純資産合計     |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
|                            | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計    |           |
| 当期首残高                      | 338,684 | 313,467 | 584,852 | —       | 1,237,004 | 1,237,004 |
| 当期変動額                      |         |         |         |         |           |           |
| 新株の発行                      | 1,909   | 1,909   |         |         | 3,818     | 3,818     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純損失<br>(△) |         |         | △54,468 |         | △54,468   | △54,468   |
| 自己株式の取得                    |         |         |         | △66,443 | △66,443   | △66,443   |
| 当期変動額合計                    | 1,909   | 1,909   | △54,468 | △66,443 | △117,093  | △117,093  |
| 当期末残高                      | 340,594 | 315,377 | 530,383 | △66,443 | 1,119,911 | 1,119,911 |



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社まるっとチェンジ

株式会社ITサポート

株式会社ブロードバンドコネクション

上記のうち、株式会社ブロードバンドコネクションについては、当連結会計年度において株式の取得により、連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

###### ・主要な非連結子会社の名称

株式会社ファイブエージェント

###### ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した会社の状況

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

###### ・主要な非連結子会社の名称

株式会社ファイブエージェント

###### ・持分法を適用しない理由

利益剰余金(持分相当額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |       |
|----------|-------|
| 建物附属設備   | 3～18年 |
| 工具器具及び備品 | 3～15年 |

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産及びその他の無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 顧客関連資産   | 9年～11年 |
| その他の無形資産 | 5年～10年 |

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループは、様々なニーズに対し、顧客にとって「最高のサービス」を「必要なタイミング」に「最適な方法」で届けることを追求する事業を「ラストワンマイル事業」と名付け、当社グループのメイン事業としております。現在は消費活動が活発になる新生活マーケットをメインターゲットとし、顧客と直接コミュニケーションがとれるインサイドセールス(電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動)を主軸に事業を展開しております。

①自社サービス(ストック型収益)の計上基準

自社サービスにおける主な履行義務は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態にすることであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態になった時点を起算点とし、契約が継続する期間に対応して収益を認識しております。

②他社サービス(フロー型収益)の計上基準

他社サービスの主な履行義務は、当社が上位店等に対して契約を媒介することであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当社が上位店等に対して契約を媒介をした時点で収益を認識しております。

③返金負債の計上基準

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来

における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

④本人代理人について

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(6)その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、販売促進引当金繰入額及び解約調整引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が971,425千円、売上総利益が180,218千円減少しておりますが、売上原価が791,207千円、販売費及び一般管理費が180,218千円減少しているため、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取遅延損害金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「受取遅延損害金」は1,175千円であります。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じた収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                    | 自社サービス<br>(ストック型<br>収益) | 他社サービス<br>(フロー型収<br>益) | 合計        |
|--------------------|-------------------------|------------------------|-----------|
| 一時点で移転されるサービス      | —                       | 3,509,765              | 3,509,765 |
| 一定の期間にわたり移転されるサービス | 3,034,695               | —                      | 3,034,695 |
| その他の収益             | —                       | —                      | —         |
| 外部顧客への売上高          | 3,034,695               | 3,509,765              | 6,544,460 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「3. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### （1）返金負債の残高等

当社グループでは、契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

また、顧客との契約から生じた返金負債の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

|      | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度期末 |
|------|-----------|-----------|
| 返金負債 | 78,239    | 165,936   |

#### （2）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 会計上の見積りに関する注記

#### 返金負債

##### （1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

（単位：千円）

|      | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 返金負債 | 165,936 |

##### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

##### a. 短期解約に係る返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高に短期解約実績率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

##### b. キャッシュバックに係る返金負債

契約を取り次いだサービスの利用者に対するキャッシュバック見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高にキャッシュバック実績率を乗じて算出した額を計上しております。

#### ②主要な仮定

過去の短期解約実績率は将来の短期解約実績率に、過去のキャッシュバック実績率は将来のキャッシュバック実績率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実績率及びキャッシュバック実績率を用いて返金負債を計算しております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である短期解約実績率及びキャッシュバック実績率は過去の実績率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約実績率及びキャッシュバック実績率の傾向に変化が生じた場

合には、計上していた返金負債の額と実際の受取手数料の返金額及びキャッシュバック額に乖離が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与えることになります。

**連結貸借対照表に関する注記**

該当事項はありません。

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,743,118株 |
|------|------------|

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 230,100株 |
|------|----------|

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に資金計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、また、運転資金を金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が財務経理部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                  | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|------------------|------------|---------|------|
| 敷金及び保証金          | 89,519     | 88,625  | △893 |
| 資産計              | 89,519     | 88,625  | △893 |
| 長期借入金(1年内返済予定含む) | 526,152    | 525,372 | △779 |
| 負債計              | 526,152    | 525,372 | △779 |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度(2022年8月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
当連結会計年度（2022年8月31日）

| 区分               | 時価（千円） |         |      |         |
|------------------|--------|---------|------|---------|
|                  | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金          | —      | 88,625  | —    | 88,625  |
| 資産計              | —      | 88,625  | —    | 88,625  |
| 長期借入金（1年内返済予定含む） | —      | 525,372 | —    | 525,372 |
| 負債計              | —      | 525,372 | —    | 525,372 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債等の適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は2022年6月24日開催の取締役会において、株式会社ブロードバンドコネクシオンの発行済株式の全部を取得し子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年7月1日に全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ブロードバンドコネクシオン

事業の内容 コールセンター事業、IoT事業、Wi-Fiインフラ事業、ライフライン事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社ブロードバンドコネクシオンは北海道でインサイドセールスセンターを運営しており、代表取締役である多田敬祐氏が有している独自のマーケティングノウハウ等と、当社グループが有するノウハウを相互に補完・共有・活用することで高いシナジー効果を発揮することができ、両社の企業価値向上を実現することが可能であると判断いたしました。

(3) 企業結合日

2022年7月1日(株式取得日)

2022年8月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得



(5) 結合後企業の名称  
変更はありません。

(6) 取得した議決権の比率  
100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が、現金を対価として株式会社ブロードバンドコネクションの株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間  
当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |        |           |
|-------|--------|-----------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 300,010千円 |
| 取得原価  |        | 300,010千円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,500千円

5. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

22,691千円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 424,708千円 |
| 固定資産 | 36,330千円  |
| 資産合計 | 461,039千円 |
| 流動負債 | 168,643千円 |
| 固定負債 | 15,076千円  |
| 負債合計 | 183,719千円 |

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書

に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

|      |           |
|------|-----------|
| 売上高  | 287,684千円 |
| 営業利益 | 35,917千円  |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

また、当該注記は監査証明を受けていません。

#### 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額     | 417.39円 |
| 1株当たり当期純損失(△) | 20.20円  |

#### 追加情報

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年7月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併することを決議し、2022年9月1日に吸収合併を行いました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

当事企業の名称 株式会社ラストワンマイル

事業内容 サービス業

(吸収合併消滅会社)

当事企業の名称 株式会社まるっとチェンジ

事業内容 サービス業

当事企業の名称 株式会社ITサポート

事業内容 サービス業

##### (2) 企業結合日

2022年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ラストワンマイル

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける組織効率の向上を目的として本合併を行いました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年12月1日から  
2022年8月31日まで )

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |           |         |       |                     |
|---------|---------|---------|-----------|---------|-------|---------------------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   |           |         | 利益剰余金 |                     |
|         |         | 資本準備金   | その他の資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当期首残高   | 338,684 | 301,239 | 33,402    | 334,641 | 7,800 | 474,230             |
| 当期変動額   |         |         |           |         |       |                     |
| 新株の発行   | 1,909   | 1,909   |           | 1,909   |       |                     |
| 当期純利益   |         |         |           |         |       | 43,591              |
| 自己株式の取得 |         |         |           |         |       |                     |
| 当期変動額合計 | 1,909   | 1,909   | —         | 1,909   | —     | 43,591              |
| 当期末残高   | 340,594 | 303,148 | 33,402    | 336,550 | 7,800 | 517,821             |

|         | 株主資本    |         |           | 純資産合計     |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|
|         | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計    |           |
|         | 利益剰余金合計 |         |           |           |
| 当期首残高   | 482,030 | —       | 1,155,357 | 1,155,357 |
| 当期変動額   |         |         |           |           |
| 新株の発行   |         |         | 3,818     | 3,818     |
| 当期純利益   | 43,591  |         | 43,591    | 43,591    |
| 自己株式の取得 |         | △66,443 | △66,443   | △66,443   |
| 当期変動額合計 | 43,591  | △66,443 | △19,033   | △19,033   |
| 当期末残高   | 525,621 | △66,443 | 1,136,323 | 1,136,323 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物附属設備    | 3～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産及びその他無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

|          |     |
|----------|-----|
| 顧客関連資産   | 11年 |
| その他の無形資産 | 10年 |

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却年数

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、様々なニーズに対し、顧客にとって「最高のサービス」を「必要なタイミング」に「最適な方法」で届けることを追求する事業を「ラストワンマイル事業」と名付け、当社のメイン事業としております。現在は消費活動が活発になる新生活マーケットをメインターゲットとし、顧客と直接コミュニケーションがとれるインサイドセールス(電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動)を主軸に事業を展開しております。

① 自社サービス(ストック型収益)の計上基準

自社サービスにおける主な履行義務は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態にすることであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態になった時点を起算点とし、契約が継続する期間に対応して収益を認識しております。

② 他社サービス(フロー型収益)の計上基準

他社サービスの主な履行義務は、当社が上位店等に対して契約を媒介することであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当社が上位店等に対して契約を媒介をした時点で収益を認識しております。

③ 返金負債の計上基準

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

④ 本人代理人について

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、解約調整引当金繰入額として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、

収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が583,245千円、売上総利益が21,382千円減少しておりますが、売上原価が561,862千円、販売費及び一般管理費が21,382千円減少しているため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

#### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 会計上の見積りに関する注記

返金負債(流動負債「その他」)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(単位:千円)

|                 | 当事業年度  |
|-----------------|--------|
| 返金負債(流動負債「その他」) | 41,458 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

###### a. 短期解約に係る返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高に短期解約実績率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

###### b. キャッシュバックに係る返金負債

契約を取り次いだサービスの利用者に対するキャッシュバック見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高にキャッシュバック実績率を乗じて算出した額を計上しております。

##### ②主要な仮定

過去の短期解約実績率は将来の短期解約実績率に、過去のキャッシュバック実績率は将来のキャッシュバック実績率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実績率及びキャッシュバック実績率を用いて返金負債を計算しております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である短期解約実績率及びキャッシュバック実績率は過去の実績率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約実績率及びキャッシュバック実績率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の受取手数料の返金額及びキャッシュバック額に乖離が生じ、翌事業年度以降の計算書類に影響を与えることとなります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

株式会社まるっとチェンジ 9,748千円

(2) 下記の会社の不動産賃貸借契約に対して、次のとおり債務保証を行っております。不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額には、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の受取は行っておりません。

株式会社まるっとチェンジ 9,554千円

### 2. 関係会社に対する金銭債権債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 96,316千円  |
| 長期金銭債権 | 120,000千円 |
| 短期金銭債務 | 51,325千円  |



#### 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売 上 高      | 605,689千円 |
| 業 務 委 託 費  | 561,038千円 |
| 出向人件費の受取額  | 651,862千円 |
| そ の 他      | 151,032千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 668千円     |

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 60,000株

#### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、資産除去債務、返金負債、関係会社事業損失引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、顧客関連資産であります。

#### 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社

(単位：千円)

| 種類          | 会社等の名称<br>又は氏名       | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割 合 | 関連当事者<br>との関係                    | 取引の内容        | 取引金額<br>(注1) | 科 目           | 期末残高    |
|-------------|----------------------|-------------------------------|----------------------------------|--------------|--------------|---------------|---------|
| 子<br>会<br>社 | 株式会社<br>まるっと<br>チェンジ | 所有<br>直接100%                  | 経営指導<br>役員の兼任<br>従業員の出向          | 経営指導料        | 502,746      | 未収入金          | 74,414  |
|             |                      |                               |                                  | 業務委託         | 484,101      | 未払金           | 38,555  |
|             |                      |                               |                                  | 出向人件費<br>の受取 | 576,371      |               |         |
|             |                      |                               |                                  | 債務保証<br>(注)3 | 9,748        |               |         |
| 子<br>会<br>社 | 株式会社<br>ITサポート       | 所有<br>直接100%                  | 経営指導<br>資金の援助<br>役員の兼任<br>従業員の出向 | 経営指導料        | 102,943      | 未収入金          | 21,901  |
|             |                      |                               |                                  | 資金の回収        | 30,000       | 長期貸付金<br>(注)4 | 120,000 |
|             |                      |                               |                                  | 出向人件費<br>の受取 | 75,491       |               |         |
|             |                      |                               |                                  | 業務委託         | 76,936       | 未払金           | 12,770  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 上記会社との取引について、価格その他の取引条件は、市場の実勢を参考に折衝の上決定しております。

3. 子会社の金融機関からの借入に対して保証債務を負っているものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。

4. 子会社への債権に対し、合計120,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度

において合計22,326千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

### 3. 兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類                                   | 会社等の名称又は氏名     | 所在地    | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業       | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係  | 取引の内容 | 取引金額(注1) | 科目  | 期末残高   |
|--------------------------------------|----------------|--------|----------|-----------------|----------------|------------|-------|----------|-----|--------|
| 主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等 | プレミアムウォーター株式会社 | 東京都渋谷区 | 300,000  | ミネラルウォーター等の製造販売 | —              | 役務の提供商品の仕入 | 役務の提供 | 132,215  | 売掛金 | 84,216 |
|                                      |                |        |          |                 |                |            | 商品の仕入 | 181,248  | 未払金 | 99,948 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 上記会社との取引について、価格その他の取引条件は、一般的な取引条件で行っております。

3. プレミアムウォーター株式会社の親会社である株式会社プレミアムウォーターホールディングスは、2022年7月25日に当社株式を取得したことにより、当社の主要株主になったため、同日をもって当社の関連当事者に該当することとなりました。上記取引金額は、関連当事者に該当することとなった以降の取引を集計しております。

### 4. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類              | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関連当事者との関係   | 取引の内容               | 取引金額(注1) | 科目 | 期末残高 |
|-----------------|------------|-----------------|-------------|---------------------|----------|----|------|
| 主要株主(個人)及びその近親者 | 清水 望       | 被所有<br>直接15.90% | 当社<br>代表取締役 | 地代家賃支払に対する被債務保証(注)2 | 37,803   | —  | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に対して代表取締役清水望より債務保証を受けております。不動産賃貸借契約の被債務保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 423.51円 |
| 1 株当たり当期純利益 | 16.17円  |

## 追加情報

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2022年7月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併することを決議し、2022年9月1日に吸収合併を行いました。

### 1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

当事企業の名称 株式会社ラストワンマイル

事業内容 サービス業

(吸収合併消滅会社)

当事企業の名称 株式会社まるっとチェンジ

事業内容 サービス業

当事企業の名称 株式会社ITサポート

事業内容 サービス業

(2) 企業結合日

2022年9月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社まるっとチェンジ及び株式会社ITサポートを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ラストワンマイル

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける組織効率の向上を目的として本合併を行いました。

### 2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。